

平成30年度第4回定例会

八王子市教育委員会議事録（公開）

日	時	平成30年6月6日（水）	午前9時30分
場	所	八王子市役所 議会棟4階	第3・第4委員会室

第4回定例会議事日程

- 1 日 時 平成30年6月6日(水)午前9時30分
- 2 場 所 八王子市役所 議会棟4階 第3・第4委員会室
- 3 会議に付すべき事件
 - 第1 第14号議案 八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について
 - 第2 第15号議案 高齢者叙勲候補者の推薦について
 - 第3 第16号議案 八王子市学習支援委員の解嘱について
 - 第4 第17号議案 八王子市スポーツ推進審議会委員の解嘱について
- 4 報告事項
 - ・平成30年度学校給食における食育の方向性と「サッカーワールドカップ献立」の実施について (保健給食課)
 - ・八王子市第四次特別支援教育推進計画の策定について (教育支援課)
 - ・「不登校の子どもたちを支援する学校等の説明会」の開催について (教育支援課)
 - ・市立中学校生徒に係る事故への対応状況について (指導課)
 - ・パネル展「火星大接近と西郷星」の開催について (こども科学館)
 - ・中央大学との共同研究の報告会開催について (図書館部)

出席者

教 育 長	安 間 英 潮
委 員	村 松 直 和
委 員	柴 田 彩 千 子
教育長職務代理者	大 橋 明
委 員	笠 原 麻 里

教育委員会事務局出席者

学 校 教 育 部 長	設 楽 恵
学校教育部指導担当部長	斉 藤 郁 央
学校給食施設整備担当課長	小 林 順 一
教 育 総 務 課 長	渡 邊 聡
学 校 教 育 政 策 課 長	橋 下 盛 重
学校複合施設整備課長	内 野 茂 樹
施 設 管 理 課 長	松 土 和 広
保 健 給 食 課 長	田 倉 洋 一
教 育 支 援 課 長	穴 井 由美子
指 導 課 長	中 村 東洋治
教 職 員 課 長	溝 部 和 祐
統 括 指 導 主 事	野 村 洋 介
統 括 指 導 主 事	上 野 和 広
生涯学習スポーツ部長	瀬 尾 和 子
歴史文化構想担当課長	平 塚 裕 之
生涯学習政策課長	岡 本 洋
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	清 水 秀 樹
ス ポ ー ツ 施 設 管 理 課 長	佐 藤 晴 久
学 習 支 援 課 長	浅 岡 秀 夫
文 化 財 課 長	中 野 みどり
こ だ も 科 学 館 長	遠 藤 譲 一
図 書 館 部 長	石 黒 みどり
中 央 図 書 館 長	太 田 浩 市
生涯学習センター図書館長	新 納 泰 隆
南 大 沢 図 書 館 長	安 達 和 之
川 口 図 書 館 長	成 田 俊 雄
指 導 課 指 導 主 事	高 木 紘二郎
保 健 給 食 課 主 査	安 齊 祥 江

教育支援課主査	粟澤哲也
教育支援課主査	長田智久
指導課主査	金子江理子
生涯学習政策課主査	杉山浩一
スポーツ振興課主査	青木英之
こども科学館主査	森融
南大沢図書館主査	安齊哲央
教育総務課主査	堀川悟
教育総務課主任	飯田知子
教育総務課主事	小山ちはる
教育総務課嘱託員	古瀬村温美

【午前9時30分開会】

安間教育長 大変お待たせをいたしました。

本日の出席は5名でありますので、本日の委員会は有効に成立をいたしました。

これより平成30年度第4回定例会を開会いたします。

本市では、地球温暖化対策、省資源対策の一環として、節電等に取り組んでおります。

本定例会においても、照明の一部消灯や、職員のクールビズを実施いたしておりますので、御理解いただきますよう、お願いいたします。

本日の議事録署名員の指名をいたします。

本日の議事録署名員は、大橋明委員を指名いたします。よろしくお願いたします。

本日の議事でございますが、第15号議案及び報告事項「市立中学校生徒に係る事故への対応状況について」は、審議内容が個人情報に及ぶため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項及び第8項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

安間教育長 それでは、議事を進行いたします。

日程第1、第14号議案 八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱についてを議題に供します。

本案について、指導課から説明願います。

中村指導課長 おはようございます。第14号議案 八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について、担当の金子主査より御説明いたします。

金子指導課主査 第14号議案 八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について、御説明いたします。

平成30年5月23日付で退職いたしました八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会委員3名の後任として、新たに3名の委員を委嘱する議案でございます。

お手元の議案関連資料を御覧ください。新たに委嘱する委員は、東京都八王子児童

相談所、堀米真由美氏、警視庁生活安全部少年育成課八王子少年センター、竹本竜太氏、中学校PTA連合会、小西知子氏の3名でございます。

各所属団体より推薦をいただき、委員を委嘱するものでございます。なお、委嘱期間につきましては、平成30年6月6日から八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の在任の期間であります平成31年4月30日までということになります。

これは、八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会規則第3条の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の在任期間とすると規定によるものでございます。

説明は以上でございます。

安間教育長　　ただいま、指導課からの説明は終わりました。

ここまでについての御質疑はございませんか。よろしゅうございますか。

それでは、本案についての御意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。御意見もないようでありますので、お諮りをいたします。

ただいま議題となっております第14号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　　御異議ないものと認めます。よって、第14号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長　　続きまして、日程第3、第16号議案、八王子市学習支援委員の解嘱についてを議題に供します。

本案について、生涯学習政策課から説明願います。

岡本生涯学習政策課長　　それでは、第16号議案 八王子市学習支援委員の解嘱についてを担当の杉山主査から説明いたします。

杉山生涯学習政策課主査　　それでは、第16号議案 八王子市学習支援委員の解嘱について、御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。今回解嘱する委員は、鈴木幸子委員でございます。

御本人から、一身上の都合による退任の申し出がございましたので、平成30年6月30日付で解嘱するものでございます。

説明は以上でございます。

安間教育長　　ただいま、生涯学習政策課からの説明は終わりました。

まず、本案について御質疑はございませんか。

この学習支援委員の職務内容について、補足説明をお願いします。

杉山生涯学習政策課主査　　八王子市学習支援委員に関する規則第2条の中で、委員の職務が定められておまして、生涯学習活動の支援及び相談に関すること、余暇利用の支援に関すること、学習情報の収集及び提供に関すること等を挙げてございます。

安間教育長　　具体的にはどういう活動がありますか。もう本当に、実際に活動している中身を教えてください。

杉山生涯学習政策課主査　　具体的には、各委員さんが個人で既に技能などをお持ちですので、そちらの活動ですとか、あと、支援ネット講座と申しまして、学習支援委員が合同で講座を開く立案いたしまして、年3回程度、市民向けの講座等の実施になっております。

岡本生涯学習政策課長　　1点、補足させていただきます。あとは、生涯学習スポーツ部で実施しております10月下旬に生涯学習フェスティバル、その活動に協力をいただいております。

以上です。

安間教育長　　委員の方から御質疑はございませんか。

よろしければ、御意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　　それでは、御意見もないようでありますので、お諮りをいたします。

ただいま議題となっております第16号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　　御異議ないものと認めます。よって、第16号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長　　続きまして、日程第4、第17号議案　八王子市スポーツ推進審議会委員の解嘱についてを議題に供します。

本案について、スポーツ振興課から説明願います。

清水スポーツ振興課長　それでは、第17号議案　八王子市スポーツ推進審議会委員の解囑について、御説明申し上げます。

詳細につきましては、青木主査から説明いたします。

青木スポーツ振興課主査　第17号議案　八王子市スポーツ推進審議会委員の解囑について、御説明申し上げます。お手元の資料を御覧ください。

今回、解囑する委員は、大越洋一委員でございます。人事異動に伴いまして、委員の変更の申し出がございましたので、平成30年6月6日付で解囑するものでございます。

説明は以上でございます。

安間教育長　ただいま、スポーツ振興課からの説明は終わりました。

本案について、御質疑はございませんか。

では、これも同じように、職務内容と具体的な活動をお聞かせください。

青木スポーツ振興課主査　審議会委員条例に基づきまして、スポーツ推進計画、スポーツ施設及び設備、スポーツ指導者の養成及び質の向上、並びにスポーツ団体の育成などに関することについて、教育委員会の諮問に応じ、調査、審議し、建議することが審議会の所掌事項となっております。

審議会につきましては、今年度におきましては、年6回開催を予定しております。

以上でございます。

安間教育長　委員の方から御質疑ございませんか。

それでは、御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　御意見もないようでありますので、お諮りをいたします。

ただいま議題となっております第17号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　御異議ないものと認めます。よって、第17号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長　それでは、続いて、報告事項となります。

まずは、保健給食課から報告願います。

田倉保健給食課長　それでは、平成30年度学校給食における食育の方向性とサッカーワールドカップ献立の実施について、報告させていただきます。

詳細は、安齊主査から説明をいたします。

安齊保健給食課主査　資料を御覧ください。学校給食では、今年度、オリンピック・パラリンピック教育の一環として、世界の食文化を学ぶ取り組みを充実させるとともに、地域や日本食文化を改めて知り、食への感謝や郷土愛を育む食育に取り組みます。

そこで、世界の国々に関心を向けるきっかけといたしまして、6月14日に開幕するサッカーワールドカップロシア大会に合わせ、対戦国にちなんだ料理を全小中学校に提供します。

これは、日本人としての自覚を持って、日本代表を応援するムードを深め、世界の国々の食文化に関心を持ってもらうことを期待した取組です。

では、裏面を御覧ください。こちらは、小学校・中学校の家庭に配布する食育だよりから抜粋したものです。

日本代表は、コロンビア、セネガル、ポーランドと対戦し、勝ち上がればセカンドステージに進むことができます。6月19日はコロンビア戦で、キックオフに合わせて給食にコロンビア料理のチキンライスに似たアロスコンポーヨやトウモロコシを煮込む伝統料理、クリームシチューのようなアヒアコが登場します。

4年前のブラジル大会でも同様の取組を実施いたしました。子どもたちの反応は、見なれない料理に最初はおっかなびっくりの子もいましたが、食べてみると、いつもこんな料理が食べられるなんてブラジルの人はずらやましいなどと感想が上がり好評でした。

食文化を知るだけでなく、この取組を通して、コロンビアはコーヒーの生産が盛んで、世界第3位ということですが、あと、カーネーションなどの切り花もとても有名で、日本で輸入している約70%がコロンビア産など、世界の国々に興味を持つきっかけといたします。

表面に戻っていただきまして、報告内容の2番、取材の受け入れについてです。今

回、取組を6月1日に行われた市長の記者会見でプレスリリースしております。

取材の受け入れについては、ワールドカップ初戦である6月19日、火曜日、散田小学校で行う予定です。

次に、3番の今後の食育の取組について御報告します。(1)の食文化の継承を目的とした和み献立の実施と、(2)世界の料理、大きな二本柱として1年間通して進めてまいりたいと思っております。

和み献立につきましては、47都道府県の郷土料理を毎月一つずつ紹介するものですが、平成28年度から取り組み始めまして、現在まで24都道府県を実施済みです。

右にある日本地図を御覧いただくと、丸印がついているところは、既に実施した都道府県となります。今年度も、奈良県や佐賀県など、地域の文化や伝統を伝える取組を進めるとともに、また、八王子の郷土料理ですとか、伝統食材を取り入れたものでも充実させていきたいと思っております。

(2)オリンピック・パラリンピック教育「世界ともだちプロジェクト」の一環として、学ぼう、食べよう世界の料理ということで、第一カテゴリーの夏期オリンピック開催国18か国における世界の料理を提供いたします。東京オリンピック開催の32年7月に向けて、カウントダウン形式で実施をしていきたいと思っております。

本市の各小学校・中学校に、学習ですとか、交流の対象となる国がそれぞれ割り振られているのですけれども、どの学校の子どもたちも一度は自分の学校の友達の子どもの料理を一度は体験できるように計画していきたいと思っております。世界の多くの国々のさまざまな文化、歴史、スポーツなどの学びにつなげたいと思っております。

報告は以上となります。

安間教育長　　ただいま、保健給食課からの報告は終わりました。

本件について御質疑、また意見等はございませんか。

柴田委員　　御説明ありがとうございました。大変興味深い取組であると思います。このような取組につきまして、各家庭にはどのようにお知らせしているのでしょうか。教えてください。

安齊保健給食課主査　　家庭への啓発につきましては、裏面にお示ししたような食育だよりのお知らせをしたり、各学校のホームページを通じて実際に子どもたちが食べることで、それを家庭に持ち帰って、会話にしていいただいたりとか、そういうふうにつな

げていきたいと思っております。

柴田委員 ありがとうございます。

安間教育長 ほかにございましょうか。

笠原委員 本当に、私もどれも食べたことのないような料理ばかりで、食べてみたいのと心から思いますけれども、つくる方は、レシピみたいなものは、もちろん、今、いろいろ調べれば想像できるというところはあるんですけど、どなたか指導されるコロンビアの人とか、どなたかいらっしゃって何かレシピの指導なんかがあって、本場の味というものを研究されたりするのかどうか、ちょっと教えてください。

安齊保健給食課主査 はい、そういったむしろお知り合いの方がいたら、ぜひ紹介していただきたいと思うのですけれども、いろいろな本ですとか、あとは近くにコロンビア料理の店があったとしたら、そこに事前、食べに行き、シェフの方に聞いたり、そういったことで勉強して、工夫してメニューをつくっているところがございます。

安間教育長 他にございましょうか。

確認なのですけれども、ワールドカップメニューはこの3か国一斉に全部の子たちが食べるのですか。逆に、31年1月から始まる「世界ともだちプロジェクト」の一環として行うものは、学校が担当している国を食べることだから、極端な話、市内でA小学校はこういう献立だけど、B小学校はこういう献立だと、そういうこともあり得るということですよ。

安齊保健給食課主査 一つ目の御質問のワールドカップは、対戦日に合わせて全小・中学校で同じ献立を実施します。これから取り組む「世界のともだちプロジェクト」に関しては、全部で18か国のメニューを出します。第一小学校の子どもたちにとっても、第三中学校の子どもたちにとっても、18回のうちの1回は、自分のともだちの国の料理が食べられるように計画していきます。

安間教育長 ということは、やっぱり一斉になるわけですね。ベルギーならベルギーを学校単独でメニューなどというのは。

安齊保健給食課主査 今後、調べ学習が進んでいって、その学校に交流学生がもし来たとしたら、その国に応じた献立を学校ごとの取組で、その学校だけで通していくということも、もちろんこれから視野に入れて考えていきたいなと思っておりますが、今回は、同じ献立を一斉にやって、18か国分を全員が経験することを目的としていま

す。

安間教育長 この取組はそういうスキームだということですね。

安齊保健給食課主査 はい。

安間教育長 ということは、まだ、今、お話があったように、発展の可能性があって、個々学校ごとに調べ学習なんか進んだら、リンクも学校単位でできると、そのように理解していいですね。

安齊保健給食課主査 学校ごとの取組を支援する形で、給食を活用していただきたいと思っております。

安間教育長 ということなので、指導課は、「世界ともだちプロジェクト」をやるときに、このことをちゃんと念頭に入れて、今、後半の話も大変おいしい話ですから、学校にとって意義のある勉強になるように、ぜひ進めてください。

柴田委員 あと、もう1点、お伺いしたいのですけれども、中学校給食に関しては、このようなワールドカップを生かした食育授業というものは、行われるのでしょうか。

安齊保健給食課主査 中学校給食に関しましても、デリバリー実施校32校、また、小中一貫校や親子給食を実施している学校でも提供いたしますので、給食を食べられない子もいますけれども、食育の取組として、給食時間にこの食育メモなどを通して全生徒が学ぶ機会を持つようにしております。

安間教育長 ほかに、委員の方から、御意見など。

よろしゅうございますか。

それでは、報告として承らせていただきたいというふうに思います。

安間教育長 続きまして、教育支援課から続けて2件報告をお願いします。

穴井教育支援課長 それでは、教育支援課から、八王子市第四次特別支援教育推進計画の策定について、御報告をいたします。

詳細については、栗澤主査から御説明いたします。

栗澤教育支援課主査 それでは、このたび策定を予定しております八王子市第四次特別支援教育推進計画の策定について、御報告申し上げます。まず、お手元の資料を御覧ください。

まず、背景でございます。平成18年10月に「八王子市特別支援教育推進計画」

を策定し、その後の特別支援学級への就学ニーズの増加や通常学級における特別な支援を必要とする児童・生徒への対応の複雑化から、平成24年「第二次計画」を策定いたしました。

その後の障害に関する法改正や条例制定などを経て、平成27年「第三次計画」を策定し、平成28年4月から3カ年で取り組んでまいりました。今回、この第三次計画の計画期間が満了することから、この取組を検証し、今後、本市が目指す特別支援教育の方向性を示すための計画を策定するものでございます。

2番、第四次計画の基本的な考え方でございます。(1)3年間の具体的な取組を示します。平成31年度から33年度までに行うべき特別支援教育に関する施策と目標、そのための具体的な取組を支援します。

(2)市が行うこと、学校が行うこと、地域や市民と協働することを明確に示します。支援の必要な子どもへの教育の機会を保障し、対象児童・生徒一人一人のニーズに即した教育の場を整備するため、市や学校が特別支援教育を実施するための環境整備に向けて何をすべきかを計画に明確に位置付けます。

(3)今後の社会状況の変化や法改正等に対応できる柔軟性を持った計画にします。特別支援教育は、対象となる児童・生徒数の変化や市民ニーズだけでなく、福祉関係や医療関係も含めた社会の変化の影響を大変多く受けるために、計画策定後も、その動向に注意しながら必要な見直しを図れる柔軟性を計画に持たせます。

(4)市における、ほかの計画との整合性を図ります。市教育委員会における「ビジョン八王子の教育」、子ども家庭部の次世代育成計画である「ビジョンすくすくはちおうじ」等、関連する計画との整合性を図ります。

3番、策定までのスケジュールです。

平成30年7月から、第1回策定会議を予定しております。9月、10月と2回、3回の策定会議を経て、11月の第4回の策定会議で素案を完成させる予定です。12月には、その素案をもってパブリックコメントを実施し、平成31年1月、第5回策定会議をもって、翌月、2月の第6回策定会議の中で計画の完成を予定しています。3月に冊子になったものを配布できる予定です。4月には、この完成しました第四次特別支援教育が開始し、5月にできたら、この計画をもって特別支援教育のシンポジウム等を開催したいというふうに考えております。

4番、策定会議の委員です。策定会議の委員につきましては、学識経験者、八王子市立小・中学校長、都立特別支援学校長、市内医療・療育機関、公立保育園長、障害者福祉課長、子ども家庭支援センター館長、保護者の代表の方、学校教育部事務局による構成を予定しております。

報告は以上でございます。

安間教育長　　ただいま、教育支援課からの報告は終わりました。

本件について、御質疑、また御意見等はございませんか。

大橋委員　　御説明ありがとうございました。特別支援教育というのは、やはり大事な柱だというふうに思います。

そこで、2番の第四次計画の基本的な考え方の(3)柔軟性を持った計画ということなのですけれども、やはり確実に計画を実施していくということと、柔軟性のある計画は裏腹の関係のように考えることができると思います。

例えば、今後の社会状況の変化といったときに、財政的な部分で、それが難しいというふうになったとき、計画が変わるということも出てくる。要するに、縮小していくということも出てくるというふうに捉えられるのですが、このあたり、どのように柔軟性を持った計画というのを考えていけばいいのか、教えていただければと思います。

穴井教育支援課長　　実は、この第四次計画の基本的な考え方というのは、第三次計画の部分と根本的に同じ考え方をつくっております。柔軟性というところの中では、計画の中の具体的な取組については、ある程度、幅を持った形で、方向性を示すというところで対応しているところです。

だから、確実に、例えば特別支援学級を増設するとか、そういうところは、どうするかを当然お示ししますけれども、そのときには計画策定のときに財政的な裏づけについても、当然、政策会議等で確認をしながら進めていくところです。

ただ、具体的に、例えば個別の支援計画を充実していきましょうだとか、いろいろなことありますが、それについては法律の改正に伴って義務化をされたり、いろいろな動きが対応可能なように、個別の取組に少し幅を持たせて規定しておく、そんな形をとらせていただいています。

安間教育長　　いかがでしょうか。

笠原委員 今の大橋先生のお話と私も共通するのですけれども、今、回答にあったように具体的でかつ柔軟なというのは、何か非常に相反することも含んでいるかなと思って、かなり具体的なことを考えていると思っております。

まず、この対象ですね、八王子市から特別支援教育をしたいと思っている子どもたちも対象がどういうところに主たる力点をおいているのか、ニーズに合わせてといいますけれども、現在、特別支援教育を受けたい子どもたちは、うちは知的障害の子どもがいます。それから、知的障害はあまりないけれども、いわゆる発達障害のある子どもたち、発達障害の中にもADHDや、それから自閉症スペクトラムという、これは方向性が変わってまいります。中にLDを合併している子どもたちがいます。

それから、情緒障害と昔は言われていましたが、例えば逆境に育っている子どもですとか、虐待に近いような状況で育っている子どもたちの情緒的な問題に対しては、多分、通常級で取り扱うのも難しいくらい激しい問題を持っているお子さんの中にはいらっしゃると思います。

これを全部一律に、特別支援教育で考えるというのは実は大変な話で、一人一人のニーズにという、この2番のところにある対象児童・生徒の一人一人のニーズに即したというのは、まさにそういうことをされているのだろうなと思って聞いておるのですけれども、具体的に、これ全部に同じ力量をやるという一点を置いたら、相当大変な人手と予算とかあることになるので、例えば、今までの経緯、それから今回、第四次ですかね、第三次までの間で、どこら辺までできていて、今回はどういうことに力的を置こうと考えていらっしゃるのか、考えを伺いたいなと思います。

穴井教育支援課長 私ども八王子市の特別支援教育推進計画は、今ある、現在、第三次計画の一番鏡のところに書いてあるのですが、特別支援教育という障害があるなしにかかわらず、やはり全ての子どもたちが自分たちの個性や特性に合わせて、能力を伸ばしていくことが必要だということを前提でつくりますよというふうに書いてあるかと思えます。そういう言葉ではないので、ちょっと手元にないのですが、そういう考え方です。

それで、八王子市だけの資源で子どもたちに、支援ができるというふうには考えておりませんので、それは東京都であるとか、国であるとか、医療であるとか、福祉であるとか、全ての資源を活用した中で、子どもたち一人一人が将来の自立、あるいは

将来の希望する未来の実現に向けて、私たちができることをどういうふうにやっていくかを決めていくものです。

なので、その基本的な考え方の中では、市が行う学校の行うこと、地域や市民と協働することということで、その八王子市の方々が担うべきことをある程度、誰がどういうふうに担っていくのかというのを明確にしていきたいというふうに考えています。

特別支援教育については、やはり自分たちだけで何とかしようという考え方を出せることが特別支援教育では重要だと思っていますので、その辺のところも明確に記入してつくっていききたいなというふうには思っています。

安間教育長　　いかがでしょうか。

笠原委員　　ありがとうございます。そうですね、かなり多岐にわたることになるので、全部、自分たちだけでというよりは、使えるものは使うという考え方には賛成します。

そして、現在、八王子市の教育を受けている子たちの中で、特別支援教育に関するニーズ、それに対する分析、どういう子が何を必要としているのか、このあたりはどのようにされているか伺えればと思います。

穴井教育支援課長　　基本的には、例えば知的障害のお子さんについても、親御さんの考え方ですが、以前は、知的障害で特別支援学校へ行くことについて、少しハードルを高く考えられる方は多かったと思うのですが、最近においては、そのニーズも変わってきて、自分の子どもがやっぱり将来に向けて、適切な指導を受けて、雇用の関係も変わってきましたので、早い段階で特別支援学校で十分なサービスを受けたいと、そういうふう考える方も増えてきたというふうに捉えています。

ですので、市内の学校の特別支援学級においても、進路だとか、小学校においても中学校、さらに高校までを視野に入れた進路指導や指導の内容になっていかなければいけないかなというふうに考えているところです。だから、求められる教育の内容の充実がさらに求められてきているのかなというふうに考えています。

それから、一方、情緒のお子さんについては、先生がおっしゃったように、いろいろな子どもたちがいます。特にLDのお子さんについては、視知覚の問題であったり、聴覚の問題であったり、さまざまな原因があると分析をする必要があるというふうに考えています。

そのためのアセスメントを、さらに医療と連携したり、あるいは幼児期の検査等の充実につながっていくような考え方も示せばいいのかなというふうに考えているところ です。

それで、さらに通常級の中で、その子たちが適切にというか、ほかの子たちと一緒に共生社会の実現に目指した教育を実現するためには、お互いに自分たちのことを理解すると同時に、自分たちには特性のあるお子さんが自分の特性について、自分で語れるだけの理解と力をつけていくということ をベースにしたことをしていかないといけ ないというふうに考えていますので、教員の方々への研修、研修だけで済むかどう かわからないのですが、先生方のスキル、知識の向上を図っていく、そこが今回の計 画のところでは一番の大柱があるかなというふうに思っています。

もう一つの視点としては、医療的ケア活用なくとも、かなり高い確率で通常級ある いは固定級に入っている状況もございます。先日も、そういったお子さんへの対応を どうしたらいいのだろうということで、学校からも問い合わせが入っている状況の中 では、やはり八王子特別支援学校を中心とした特別支援学校の先生たちの力量を市内 の学校の先生たちに、きちんと伝えて伸ばしていくという形も明確につくっていかなく てはいけません。

あるいは、医療の都の連携についても強くやっ ていかないといけないということで、 課題はたくさんありますので、また御相談をしながら、やりたいというふうに思っ ています。

安間教育長　　いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

大橋委員　　基本的な考え方の(3)番、先ほど御質問をしたところの柔軟性のある計画 についてですが、先ほどの教育支援課長のお話だと、法改正についての御説明があっ た。私の聞き落としかもしれませんが、社会状況の変化というのは、これは具 体的にどういうものをお考えなの でしょうか。

穴井教育支援課長　　前回の計画の中でも、そこに書いてありますように、計画策定後、 障害者に係る法律が整備されたり、あるいは学校教育支援法の成功例があっ て、根本 的に固定給あるいは特別支援学級への入る入り方の法律のもとが変わったりというこ とで、根拠等である法律が計画の途中で変えるということも考えていますが、本改定

以外で、例えばICTの機器の活用についても、多分、これからどんどんICT機器が進化してきて、AI等が入ると特別支援教育の中でも大分変わってくるのかな。

例えば、発達検査についても、ウイスクのファイルにおいてはICTを活用した形になってきていますので、そうしたところにも対応できるように、ある程度、幅を持たせた計画にしておかないと、計画にこう決めているからということでやってしまうと、新しい考え方に対応できないというふうに考えていますので、幅を持たせた計画にしてくるということです。

大橋委員 わかりました。そうすると、ちょっと確認をしておきたいのですが、社会状況の変化というのは、では、今のように特別支援教育にかかわるさまざまな技術的なもの、そういうものだというふうな限定したものだというふうに捉えていいのですね。

穴井教育支援課長 そうではなくて、先ほども言ったように、技術的なものもありますし、福祉だとか、医療については、これだけ、例えば先ほど言った医療的ケアのお子さんについては、今、注目されていますよね。そうすると、今後、3年間の中で法改正があって、そちらに注目するような状況になるかもしれないですね。

そういうこともひっくるめた中で、医療的ケア児の、ただ、方針としては充実の方向性というのはここで確認ができる場所ですから、それに対応できるようにしておくということです。

大橋委員 法改正というのは、ここにちゃんと文言として法改正等となっているのですね。今後の社会状況の変化や法改正等にですから、要素としては二つあるのです。

法改正の御説明はいただきました。では、確認なのですが、社会状況の変化というのは、これは技術的な部分や何かも含めて、今のレベルを落とすことはない。

穴井教育支援課長 そういうことです。

大橋委員 ということですね。上げることはあっても、落とすことはないということ。

わかりました。ありがとうございます。

安間教育長 御心配の点は、確認できたでしょうか。

ほかに、御質疑等はございますか。

村松委員 社会状況の変化という話も出てきましたけれども、2番の第四次計画の基本的な考え方、(2)市が行うこと、学校が行うこと、地域や市民と協働することを明確に示すとあります。これは、文章を読んでいますと、(4)にも書いてありますよ

うに、「ビジョン八王子の教育」、子ども家庭部の「ビジョンすくすく はちおうじ」、こちらのほうで協働や、連携するですとか、いろいろな形で書かれて明確にされているので、これ以上、明確にするものが何かあるのかなということを聞いてみたいですけれども。何か具体案などはありますか。

穴井教育支援課長 現在の第三次計画も同じような形をとっています。例えばですけれども、教員の育成ですよね。能力の向上については、では、誰が担うのかというより、一つずつ、項目ごとにこれは、では教育委員会と学校で担いますよとか、障害理解ですよね。そのところは、教育委員会と学校と市民と、協働してやるのですよとか、一つ一つの項目に応じて、きちっと明確に責任体制を出すことによって、これは人ごとにならないと、そういうことにしたいというふうに思っています。

安間教育長 ほかに。

柴田委員 意見でも大丈夫ですか。全てのお子さんの個性とか、良さを伸ばしていくという計画をこれから引き続き立案していくというふうなお話を伺いましたけれども、全ての子どもの個性や良さを伸ばしていくためには、豊かな体験活動というものを保障していかなければならないというふうに思っています。

それを学校教育だけでは限界がありますので、今回の第四次計画では、特に柔軟性を持った計画であるとか、地域のさまざまな主体の協働による計画を立てるというような趣旨が盛り込まれておりますので、ぜひ学校外教育、具体的には放課後子ども教室であったり、それから学童の受入体制であったり、こういったところに波及するような子どもの24時間の生活を支援していくというようなものに、ぜひ、していただきたいというふうに強く希望したいと思います。

安間教育長 ありがとうございます。

よろしゅうございますか。

それでは、確認なのですが、この教育委員会で今回は策定をしていきますよという御報告をいただいた。具体的な中身については、このスケジュールでいうと12月ぐらいになるのでしょうか。ここでもう一度、中間のまとめの審議は全てできることですよ。

栗澤教育支援課主査 おっしゃるとおりで、11月に素案が完成した段階で、皆様にお諮りさせていただきたいと考えております。

安間教育長 では、時間をしっかりととって、議論できるように準備しておいてください。

よろしゅうございますね。

それでは、本案の件、報告として承らせていただきたいと、このように思います。

安間教育長 引き続き、教育支援課から報告をお願いします。

穴井教育支援課長 それでは、引き続きまして、「不登校の子どもたちを支援する学校等の説明会」の開催について、御報告いたします。

説明は、長田主査から説明します。

長田教育支援課主査 「不登校の子どもたちを支援する学校等の説明会」の開催について、御報告いたします。お手元の資料のほうを御覧ください。

本説明会は、不登校の子どもたちを支援する施設であります、高尾山学園・適応指導教育・総合教育相談室について、子どもたちの状態に応じて、より有効に活用していただくため、それぞれの施設の内容や利用システムの違いなど、情報を広く提供し、利用に関する相談にも応じる説明会となっております。

対象者は、市内在住の小・中学生の保護者。

日程及び会場ですが、平成30年7月6日、金曜日、夜の6時半から8時で、教育センターの大会議室で実施いたします。

当日の内容でございますが、第1回目にあたります今回は、高尾山学園とその高尾山学園に転入学を希望する児童・生徒が利用する適応指導教室「やまゆり」に焦点を当てて、説明会を実施いたします。

内容としましては、それぞれの特色、それから、現在、利用している児童・生徒数、転入学までの流れについて説明を行い、その後、利用に関する相談を希望者のみ実施いたします。

本説明会に関連する今後の予定でございますが、7月25日、26日に、適応指導教室「やまゆり」の体験を行います。

また、11月18日には、第2回の不登校の子どもたちを支援する学校等の説明会を行います。ここでは、高尾山学園、適応指導教室「やまゆり」のほかに、適応指導教室「ぎんなん」、「松の実」並びに、総合教育相談室についての説明も実施いたし

ます。

添付の2枚目のチラシでございますが、こちらのほうはA3判に拡大をいたしまして、教育センター、児童相談所、それから子ども家庭支援センター、6施設に掲示をいたして周知いたします。並びに、同じものをホームページ上に公開いたしまして、周知をいたします。

報告は以上であります。

安間教育長 　　ただいま、教育支援課からの報告は終わりました。

本件について、御質疑はございませんか。

大橋委員 　　御説明ありがとうございました。この説明会の日時なのですが、平日の夜に設定をしたというのは、どのような意図で、このようにしたのでしょうか。

長田教育支援課主査 　　実は、一昨年度から実施をしております。これまでは11月の日曜日の1回だけの実施であったのですが、また、日曜日であると、日曜日には来られないという皆さんから希望する方がいるかもしれないということで、平日の夜の時間にはなるのですが、この時間に設定しています。

大橋委員 　　そうすると、ちょっと調べていないので申し訳ありません。11月18日というのは日曜日なのですか。

長田教育支援課主査 　　申し訳ございません。11月18日は、日曜日になっております。

安間教育長 　　ほかにございましょうか。

笠原委員 　　こういう説明会があると、とてもいいと思います。お母さんたち、多分、情報をすごく求めておられて、1点、広報する場所なのですからけれども、ちょっと聞いたら役所関係が多かったように聞こえたのですが、そういうところに足を運ばないお母さんたちもいっぱいいて、もうちょっと手前より、コンビニに張り出せとは言いませんけれども、何か誰でもアクセスできるような情報発信ができないかなと思って、お聞きしたいのですが。

長田教育支援課主査 　　周知の方法につきましては、後日、抜けているようなところがありまして、追加で御報告させていただきます。ホームページのほかに、7月1日の広報に本説明会の実施が掲載されます。それと、あと、学校だよりのほうに、こちらの説明会のことを載せていただくように、全小・中学校のほうに依頼をしております、こちらのほうにも掲載していただく予定であります。

笠原委員 わかりました。なるべくいろいろと、学校だよりは不登校のお母さん、読みますかね。不登校の子たちの対象は、やっぱり学校以外のところにあるのですよね、いろいろな場が。場というか、場に出られないですけども、親御さんがどういうところから情報を得ようとしていらっしゃるかというのは、調べていただけたら。例えば、病院に御相談にいらっしゃるお母さんたちは、どこに行ったらいいかわからないと、皆さんよくおっしゃっていて、何かここに行くというか、こういうところで情報を得るみたいなことが、学校以外の場所等の関係があればいいのかなと。

穴井教育支援課長 ありがとうございます。子どもたち、ポスター等を例えば児童館であるとか、病院、あるいは関係機関のほうに貼っていただくことをお願いしていこうと思っています。よろしくお願いします。

村松委員 意見でよろしいですか。今、笠原委員がおっしゃった、コンビニに張れとは言わないけれどもというのをおっしゃっていたのですけれども、それは有効なのではないかと思います。

というのも、やっぱり学校だよりだとか、役所のポスターとかは、そういう方々は手いっぱいとか、目につかない、また学校にも相談しないという方を聞いているのですけれども、コンビニはちょっと難しいかもしれませんが、今、小学校のPTA連合会では、ピーポくんという防犯ステッカーを貼っているのですね。

ですから、そこですと、そこをお願いして掲示をさせていただいているところですか、また、企業、民間のおうちのところですか、そういったところにも貼れば、お願いすれば多分、貼ってくださる、そういうお店とか、あると思うので、一度、ちょっと検討してみてください。

安間教育長 私からも、学校だよりは、全校載っていますよね。しっかり載っていて、当然、不登校の子にもなんらかの手段で渡すでしょう。しかし、不登校の子どもたちというのは、不登校という状況なのだから、学校は絶対わかっているわけでしょう。だから、学校からその家庭に直接このチラシをお渡しすればいい話で、それはそうしてください。確かにいろいろなところに周知してポスターを貼るといいのはいいのだから、現に、不登校の子というのは、その学校に在籍しているのだから、学校はわかっているわけで、その家に個別に渡せばいいだけの話でしょう。

勉強のプリントなど配るように、少なくとも現在、不登校である子どもの家庭には

必ずこの1枚の紙がこの期間前に渡るように学校を通じて、渡してもらってください。

これは、お願いします。できますよね。不可能ですか。

穴井教育支援課長　それで検討します。ただ、お子さんによっては、学校からその紙を渡されることで、精神的に逆に見捨てられたみたいに思われると困るので、渡し方については、検討したいと思います。

安間教育長　私もそう思います。ただ、コンタクトはできるはずだという話です。
よろしゅうございますね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　それでは、報告として承らせていただきたいと思います。

安間教育長　続きまして、こども科学館から報告をお願いします。

遠藤こども科学館長　それでは、パネル展「火星大接近と西郷星」の開催について、森専門幹のほうから、御説明させていただきます。

森こども科学館主査　それでは、こども科学館パネル展「火星大接近と西郷星」について、御説明いたします。資料を御覧ください。

今年は2年2か月ごとに起こる火星接近の年で、2003年以来の大接近となります。パネル展を開催することにより、大接近はどのような理由で起こるのか、接近時の火星はどのように見えるのか、過去の大接近時にどのようなことがあったのかなどを解説し、火星や宇宙に目を向けるきっかけにさせていただきたいと考えております。また、小・中学生の自由研究の題材にさせていただきたいと考えております。

関連事業としまして、火星について解説するプラネタリウム番組を7月21日から9月2日まで、ほぼ毎日上映いたします。

イの土曜日の夕方に、月一回投影するトワイライトプラネタリウムを7月、8月は同じ火星の番組といたします。

ウの夏休み天文講座は、「太陽系の天体をめぐろう」としまして、火星についても解説いたします。

また、夜間に開催する、星空観望会をいたします。

裏のページを御覧ください。上の図は、今年の地球と火星の距離と、大きさの図となっております。このような図で解説を行います。

下の図は、明治10年に火星が大接近したときの錦絵です。このときは、西南戦争の真っ最中で、火星は西郷星と呼ばれました。望遠鏡で火星を見ると、軍服姿の西郷隆盛が見えると話題になりまして、錦絵や新聞記事になりました。

町人、百姓、娘さんなどの庶民が西郷星にさまざまな願い事をしている絵柄になっております。この錦絵、実物を展示します。

報告は以上です。

安間教育長　　ただいま、こども科学館からの報告は終わりました。

本件について、御質疑はございますか。

村松委員　　1点、質問させていただきます。7月31日最接近と書いてありますけれども、八王子から例えばこの市役所から見た場合は、どちらの方角でどの角度で見ると、ちょっと何か教えてもらいたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

森こども科学館主査　　最接近時は、太陽とちょうど反対の方向に火星が位置することになります。ですので、太陽が沈むと東の空から上ってくる。真夜中に真南にやってくる位置になります。

村松委員　　ありがとうございます。真南といたら、向こうのほうですね。そういうことも何かいろいろと館のほうに貼ってもらおうと、子どもたちも、「あ、向こうなのだ」と、すぐわかると思うので、お願いします。

安間教育長　　ほかにはございましょうか。よろしゅうございますか。

それでは、報告として承っていただきたいというふうに思います。

安間教育長　　続きまして、図書館部から報告をお願いします。

安達南大沢図書館長　　それでは、中央大学との共同研究の報告会開催について、御報告いたします。

内容につきましては、南大沢図書館課長補佐、安齊から御説明いたします。

安齊南大沢図書館主査　　中央大学の共同研究の報告会開催について、資料に基づき御説明いたします。

まず、報告趣旨でございます。図書館部では、昨年7月から、中央大学研究推進支援本部と読書のまち八王子推進に向けて、本市における図書館整備や関連教育の向上を図ることを目的に、中央大学文学部と共同研究を進めてまいりました。

このたび、この研究開始から1年が経過し、研究成果をまとめたことから報告会を開催いたします。

報告会につきましては、報告内容にありますとおり、平成30年6月29日、金曜日、午前10時から12時。場所は、中央図書館3階、視聴覚室となります。

研究テーマは二つありまして、一つは、読書の傾向を分析し、効果的な読書活動につなげて、読書感想文コンクールに応募される読書感想分の分析。

もう一つが、図書館の利用状況を分析し、図書館運営に生かす、市の図書館利用実態に関するデータの分析でございます。

報告者は、中央大学文学部の飯尾淳教授、同じく、小山憲司教授、そして、長谷川幸代兼任講師の3名になります。

なお、その他にありますとおり、この図書館部による共同研究は、昨年4月に市と大学とが締結した「八王子市と中央大学との包括連携に関する協定」の一環としての取組になります。

また、今回の報告会は、本年1月26日に行いました学生による中間報告に引き続き行われるもので、1年間の研究成果を先生方から公開で報告いたします。

なお、中央大学との共同研究は、これからも継続することとし、本年7月から1年間延長することといたします。

研究成果をどのように、読書活動の推進や図書館サービスの向上に反映させていくかということを念頭に置き、引き続き共同研究を進めてまいります。

今月29日の報告会に、皆様の御出席をいただきますよう、お願い申し上げます。説明は以上になります。

安間教育長　　ただいま、図書館部からの報告は終わりました。

本件について、御質疑はございませんか。

笠原委員　　こういう取り組みで、大学と共同することをとてもいいことだと思います。

ちょっと質問で、研究にはお金がかかるもので、予算はすみません、幾らぐらいとられているのか伺ってもよろしいでしょうか。

安達南大沢図書館長　　予算的にはゼロであります。お互いに、できることをできる範囲で行っていくということで、私どもと図書館部としては、データを提供すると。大学側が学生を中心として、そのデータをもとに、さまざまな分析をして、その分析結果

をお互いに、大学のほうとしますと、図書館関連の教育の向上につながる。図書館部としては、図書館整備、図書館のサービスの向上につながるような、そういう分析結果をいただいて、成果をそれぞれに生かすという、そういうような取り組みでございます。

以上です。

笠原委員 1点、ただ、これ多分、大学側に確認していただければいいことなのですが、論文などで発表されたり、学生さんの業績や、教授たちにお聞きになったりすることがあるのかと思うのですけれども、まず個人データが出ることはないと思うのですけれども、八王子市の貴重なデータがそういうパブリッシュされたりするわけでしょうか、そういうことに関する個人の決して情報が漏れないというような契約だけはきちんと交わしていただけたらなと思いますけれども。

安達南大沢図書館長 御指摘のとおり、個人情報については、固くしっかりと管理を行う中で、大学側へ個人情報は提供していないというふうになっております。

また、読書感想文のコンクールの作品についての分析をしていただいているのですけれども、念のため応募者には提出していただいた作品については、大学へ提供することがありますと、ご承知をしていただいた上で作品を出していただき、でも個人が識別できるような形ではデータを出さない、というようにやっております。

安間教育長 たしか、これ、世界初ですよ、こういう言い方は、大げさですか。でも本当にそうなのでしょう。

安達南大沢図書館長 私の知っている限りでは、世界初です。

安間教育長 そうしたことなのでね、非常に価値がある中身ですから、ぜひもうちょっと積極的に広報してもらいたいのと。

あと、例えば小・中学校の国語の担当の先生とかに、この時間は無理だと思うのだけれども、当然、指導してもらうのですから、その情報提供とか、何か小ぢんまりとやって、ひそかによかったという満足ではなくて、もうちょっとそれこそ有効に生かすためには、この後のことを考えてください。

よろしゅうございますか。

それでは、本件についても、報告として承らせていただきたいというふうに思います。

安間教育長　これで、公開の審議は終わりますけれども、委員の方から何かございますか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　ないようであります。

それでは、ここで暫時休憩にいたします。

なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は退席をお願いしたいというふうに思います。

再開は、10時40分に再開をしたいと思います。

【午前10時31分休憩】